

相続税法 試験問題

〔注意事項〕

1. 試験官の「始め」の合図があるまで、試験問題の内容は絶対に見てはいけません。
2. この試験の解答時間は、「始め」の合図があってから正味2時間です。
3. 試験時間終了前に受験を終了すること(途中退室)は認めません。
4. 「やめ」の合図があったら直ちにやめてください。
5. 試験問題及び計算用紙は提出する必要はありません。
6. 答案の作成には、必ず黒又は青のインキ(ボールペンを含む。以下同じ。)を用いてください。
修正液又は修正テープの使用は認めます。鉛筆、赤のインキ、消せるボールペン等の修正可能な筆記具は用いてはいけません。
7. 答案用紙は無解答の場合も回収しますから、それぞれの答案用紙(第一問用及び第二問用)に受験地、受験番号を必ず記入してください。氏名その他符号等は一切記入してはいけません。
8. 解答は必ず答案用紙の所定の欄に明瞭に記載してください。
なお、答案用紙及び計算用紙の再交付、追加交付はしません。
9. 問題文に指示しているものを除き、平成31年4月5日現在の施行法令等によって出題されています。
10. 試験問題の内容についての質問にはお答えしません。
11. この問題のページ数は、「E 1～E14」です。
12. 計算用紙は、答案用紙とともに配付します。

〔第一問〕 — 50 点—

問 1 相続時精算課税について、次の問に答えなさい。

- (1) 相続時精算課税について、相続税法に規定されている適用要件及び適用手続を説明しなさい。
- (2) (1)の相続時精算課税の適用要件については、租税特別措置法において各種の特例措置が設けられているが、それらを列挙し簡潔に説明しなさい。

問 2 租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律で規定され、災害があった場合に適用が可能とされている相続税の課税価格の計算の特例について、それぞれの内容を説明しなさい。

なお、民法第 958 条の 3 に規定する特別縁故者に対する相続財産の分与についての記載は要しない。

〔第二問〕 — 50 点 —

被相続人甲の相続人及び受遺者（以下「相続人等」という。）の納付すべき相続税額に関する【資料 1】及び【資料 2】に基づいて、各相続人等の納付すべき相続税額を計算の根拠を示しながら求めなさい。

なお、解答は、次に掲げる指示に従って行うこと。

- (1) 解答は、答案用紙の所定の箇所に記入する。
- (2) 財産の評価に当たっては、平成 31 年 4 月 1 日現在の財産評価基本通達（平成 31 年 4 月 1 日以降に改正があった場合には、改正前の財産評価基本通達をいう。）に基づき評価する。
- (3) 宅地の評価において、地積規模の大きな宅地を考慮する必要はない。
- (4) 課税価格の計算のうち、小規模宅地等の特例については、答案用紙の 1(4)「小規模宅地等の特例の計算」欄に記入することとし、小規模宅地等の課税価格の合計額が最も少なくなる方法を選択するものとして金額を記入する。

なお、その特例の適用を受ける財産については答案用紙の 1(1)「相続又は遺贈により取得した個々の財産（次の(2)及び(3)に該当するものを除く。）の価額の計算」の「課税価格に算入される金額」欄に、その特例の適用を受ける前の評価額を記入する。

- (5) 取引相場のない株式の評価上、類似業種比準方式により計算する場合の要素別比準割合及び比準割合は、それぞれ小数点以下 2 位未満を切り捨てて計算するものとし、比準要素等の金額の計算上、1 株当たりの年配当金額及び 1 株当たりの比準価額を計算する場合は 10 銭未満を、1 株当たりの年利益金額及び 1 株当たりの純資産価額を計算する場合は円未満を、切り捨てて計算するものとする。

また、純資産価額方式により計算する場合の資産及び負債の金額は、千円未満を切り捨てて計算し、評価差額に対する法人税額等に相当する金額を計算する場合の率は 37 % とする。

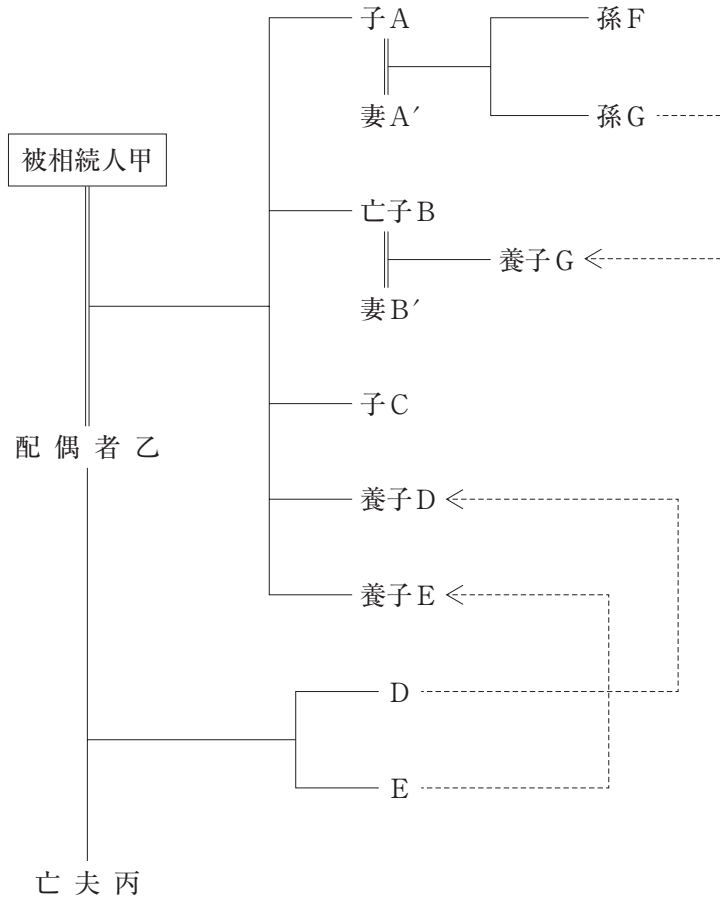
- (6) 源泉徴収されるべき所得税等の額に相当する金額を控除する場合の税率は、預貯金等の利子等、上場株式等の配当等：20.315 %、上場株式等以外の配当等：20.42 % とする。

なお、問題文中に「源泉徴収されるべき所得税の額に相当する金額」が示されている場合には、それによる。

- (7) 相続税の納税猶予の特例の適用を考慮する必要はない。
- (8) 各相続人等の課税価格に算入する金額の計算に当たって 2 以上の計算方法がある場合には、特に指示されている事項を除き、各人の課税価格が最も少なくなる方法を選択するものとする。
- (9) 各相続人等の算出相続税額の計算に当たってのあん分割合は、端数を調整しないで計算する。

【資料 1】

- 1 被相続人甲は、平成 31 年 4 月 15 日に自宅で死亡し、相続人等は全員同日中にその事実を知った。
- 2 被相続人甲の相続人等の状況は、次に図示するとおりである。



- (注) 1 被相続人甲は、昭和 8 年 7 月 6 日生まれで、相続開始時において、日本国籍を有する者であり、日本国内に住所を有していた。また、生前において日本国外に住所を有していたことはない。
- 2 相続人等は、相続開始時において、全員が日本国籍を有し、日本国内に住所を有しており、全員 20 歳以上である。
 - 3 被相続人甲と配偶者乙は、昭和 35 年 9 月 1 日に婚姻した。
 - 4 亡子Bは、平成 28 年 2 月 28 日に死亡したが、その相続に関し、相続人について相続を放棄した者あるいは限定承認をした者はいない。また、包括受遺者はいない。
 - 5 子Cは、昭和 43 年 6 月 10 日生まれであり、相続税法第 19 条の 4 第 2 項に定める特別障害者である。
 - 6 養子D及び養子Eは配偶者乙の連れ子で、配偶者乙が被相続人甲と婚姻する際に被相続人甲と適法に養子縁組している。
 - 7 孫Gは、平成 9 年 11 月 11 日生まれで、平成 16 年 3 月に子B及び妻B'と適法に養子縁組している。

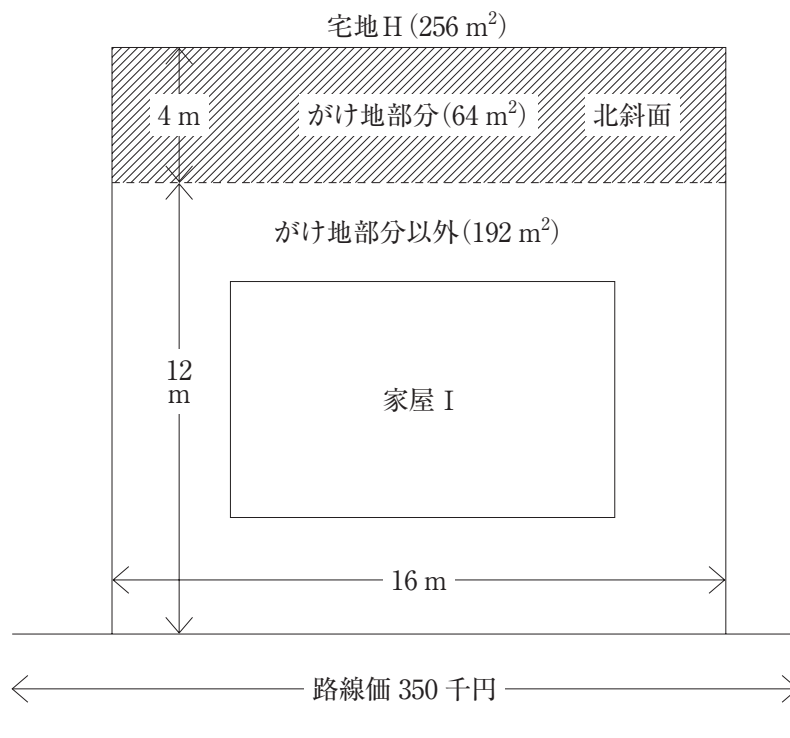
3 被相続人甲の遺産等(財産の所在は、すべて日本国内である。)に関して判明している事項は次のとおりである。なお、被相続人甲は適法な手続きにより作成した公正証書遺言により、それぞれの受遺者に遺贈されており、それぞれの受遺者はいずれも遺贈の放棄をしていない。

なお、宅地及び建物は、すべて借地権割合 70 %、借家権割合 30 %である地域(都市計画区域内)に所在している。

(1) 宅地Hは、配偶者乙へ遺贈する。

宅地H(256 m²)は、路線価地域(普通住宅地区)に所在し、宅地Hの全部が後記(2)の家屋Iの敷地として使用されており、その地形等は次のとおりである。

(平面図)



(2) 家屋Iの共有持分2分の1は、配偶者乙へ遺贈する。

家屋I(固定資産税評価額 48,000,000 円)は、前記(1)の宅地Hの上に存する建物である。

なお、被相続人甲は、相続開始直前において配偶者乙と同居し、家屋Iを自己の居住の用に供していた。

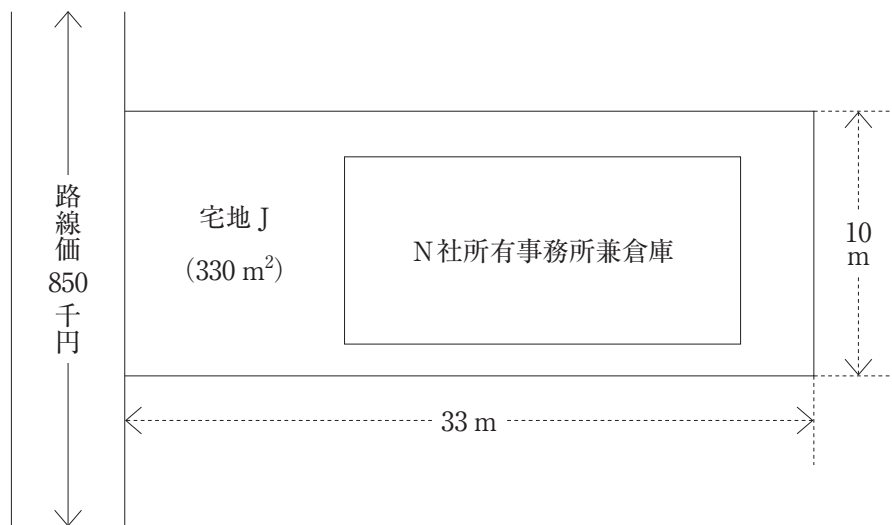
また、配偶者乙は、平成 29 年 3 月 18 日に被相続人甲から家屋Iについて2分の1の持分の贈与を受け、平成 29 年分の贈与税の申告において、相続税法第 21 条の 6 に規定する贈与税の配偶者控除の適用を受けている。被相続人甲と配偶者乙との間で家賃等の授受は、行われていない。

(3) 宅地 J は、子 A へ遺贈する。

宅地 J (330 m²) は、路線価地域(繁華街地区)にあり、借地権の設定に際し権利金の授受の取引慣行がある地域に所在し、その地形等は次のとおりである。

この宅地は、後記(7)の N 社所有の事務所兼倉庫の敷地として、賃貸借契約により被相続人甲から N 社に対して相当の対価により継続的に貸し付けられていた。借地権の設定に際し、権利金の授受はなく、被相続人甲と N 社の連名で「土地の無償返還に関する届出書」を納税地の所轄税務署長に提出している。

なお、N 社は相続開始直前においてこの宅地を事業の用に供しており、子 A は、N 社に対する賃貸借を継続し、相続開始時から相続税の申告期限まで引き続きこの宅地を所有し、また、N 社も同期限まで引き続きこの宅地を事業の用に供している。



(4) 家屋 K は、子 A へ遺贈する。

家屋 K (固定資産税評価額 22,000,000 円) は、後記(5)の宅地 L の上に存する建物である。

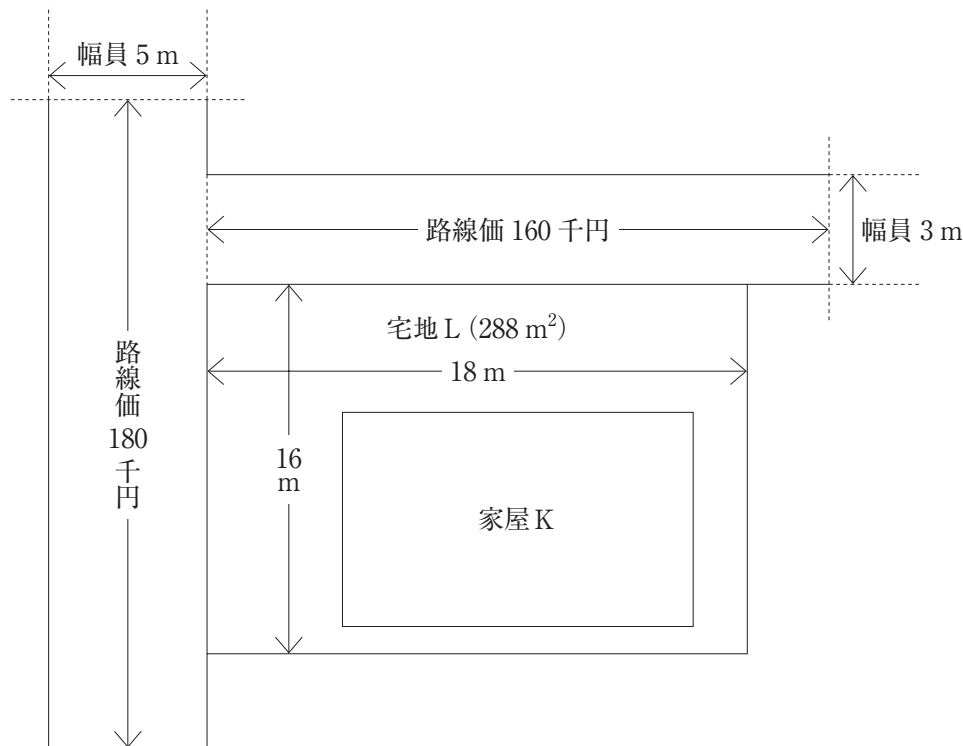
被相続人甲は、平成 10 年 12 月 17 日からこの家屋を賃貸借契約に基づき相当の対価により継続的に知人丁に貸し付けており、知人丁はこれを自己が営む事業の用に供していた。

(5) 宅地Lは、子Aへ遺贈する。

宅地L (288 m²)は、路線価地域(普通住宅地区)に所在し、その地形等は次のとおりである。

幅員3mの道路は建築基準法第42条第2項に定める道路に該当することから、その道路に接する部分は、将来再建築の際に、現在の道路の境界線から0.5m後退(セットバック)して道路敷きとして提供しなければならないことが判明している。

子Aは、相続開始時から申告期限までの間に前記(4)の被相続人甲の貸付事業を引き継ぎ、相続税の申告期限まで引き続きこの宅地を所有し、かつ、貸付事業の用に供している。



(6) 宅地Mは、養子Eへ遺贈する。

宅地M (420 m²)は、課税時期において造成中であり、倍率地域に所在する宅地である。その評価に必要な資料は、次のとおりである。

イ	造成工事着手直前の地目及びその分類	地目：農地	分類：中間農地
ロ	造成工事着手直前の固定資産税評価額及び倍率	630,000円	12倍
ハ	課税時期におけるイの地目による固定資産税評価額及び倍率	660,000円	12倍
ニ	課税時期までに投下した造成費の額の合計額	2,700,000円	
ホ	課税時期までに投下した造成費の額を課税時期の価額に引き直した金額の合計額	2,900,000円	

(7) N社の株式30,000株は、配偶者乙に20,000株、子Aに5,000株、養子Dに5,000株をそれぞれへ遺贈する。

この株式の評価をするに当たり必要な資料は、次のとおりである。

イ N社(平成10年4月1日設立)の資本金等の額(法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額をいう。)は、80,000,000円であり、発行済株式数は100,000株であるが、それらはすべて普通株式であり、議決権は100株につき1個である。なお、自己株式はない。

ロ N社の事業年度は1年で、決算期は12月である。

ハ N社は通信販売小売業を営む会社で、その株式は取引相場のない株式である。

ニ N社の評価上の区分は、大会社である。

ホ N社は直前期以前の繰越欠損金はなく、比準要素の3要素ともプラスであり、特定の評価会社のいずれにも該当しない。

ヘ 相続開始直前の株主構成は、次のとおりである。

被相続人甲(役員)	30,000株
子A(役員)	45,000株
N社の取引先	25,000株

(注)「N社の取引先」は、各者とも相互に同族関係者に該当しない。

ト 相続開始直前及び申告期限において、配偶者乙及び子AはN社の役員であるが、それ以外の者は役員ではない。

チ N社の平成30年12月31日現在の資産及び負債の額は、次のとおりである。

(イ) 資産の金額(帳簿価額によって計算した金額)	584,600,000円
(ロ) 資産の金額(相続税評価額によって計算した金額)	812,054,000円
(ハ) 負債の金額(帳簿価額によって計算した金額)	340,800,000円
(ニ) 負債の金額(相続税評価額によって計算した金額)	340,800,000円

(注)1 N社は相続開始時において、仮決算を行っていないため、相続開始時における資産及び負債の金額は明確ではないが、相続開始時の直前に終了した事業年度末日から相続開始時までの間に資産及び負債について著しい増減がなく、評価額の計算に影響しない。

2 宅地Jに係る借地権の額は、前記「資産の金額」には含まれていない。

3 後記7に記載の配偶者乙に対して支払われた退職功労金及び弔慰金については、前記「負債の金額」には含まれていない。

リ N社の類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等のAからDの金額は、次のとおりである。

(イ) A類似業種の株価	
平成30年平均	358円
平成31年4月以前2年間の平均	349円
平成31年4月	342円
平成31年3月	348円
平成31年2月	344円
(ロ) B類似業種の1株当たりの配当金額	3.7円
(ハ) C類似業種の1株当たりの利益金額	80円
(ニ) D類似業種の1株当たりの純資産価額	191円

ヌ N社の比準要素の金額の計算の基となる金額は、次のとおりである。

(イ) 直前期の年配当金額	2,100,000円
(ロ) 直前々期の年配当金額	3,200,000円
(ハ) 直前期末以前1年間の利益金額	88,700,000円
(ニ) 直前々期末以前1年間の利益金額	80,750,000円
(ホ) 平成30年12月31日現在の純資産価額	435,000,000円
(ヘ) 平成29年12月31日現在の純資産価額	378,000,000円

(注) 1 非経常的な配当金額はない。

2 各事業年度における利益金額は、差引利益金額である。

ル N社は、平成31年2月28日の株主総会にて直前事業年度の末日を基準日とした株式の配当を見送る決議をしている。

(8) O社の利付社債(O社社債)は、孫Gへ遺贈する。

この社債は、東京証券取引所に上場されており、O社社債を評価するのに必要な条件は、次のとおりである。

イ 券面額	10,000,000円
ロ 利率	年2.5%
ハ 課税時期までの既経過日数	292日
ニ 課税時期の最終価格(券面額100円当たりの金額)	100.20円

- (9) 株式投資信託の受益証券(P受益証券)5,000,000口は、子Cへ遺贈する。

この株式投資信託は、年1回決算が行われるものであり、金融商品取引所には上場されていない。その他その価格等の状況は、次のとおりである。

イ	課税時期における10,000口当たりの基準金額	15,800円
ロ	課税時期において解約した場合に源泉徴収されるべき所得税の額に相当する金額	197,600円
ハ	課税時期における10,000口当たりの解約手数料(消費税を含む)	95円
ニ	課税時期における10,000口当たりの信託財産留保額 解約時における10,000口当たりの基準価額に対する0.8%	

- (10) Qゴルフ会員権1口は、養子Dへ遺贈する。

このゴルフ会員権は、株主であり、かつ、預託金を預託しなければ会員となれないものである。会員権について取引相場がなく、課税時期におけるこのゴルフ会員権に係る株式の価額は5,000,000円である。

なお、預託金3,000,000円は、このゴルフクラブの規約によれば、課税時期から6年6月経過後に全額返還を受けることができることになっている。

- (11) R銀行に預けられている定期預金(26,000,000円)は、孫Fへ遺贈する。

この定期預金の内容は、次のとおりである。

イ	約定期間	3年
ロ	利率	満期の約定利率 0.15%、相続開始日における解約利率 0.10%
ハ	既経過日数	146日

- 4 被相続人甲に係る債務は次のとおりであり、すべて子Aが負担した。

(1)	被相続人甲の平成31年分所得税及び復興特別所得税の準確定申告に係る所得税及び復興特別所得税	800,000円
(2)	平成31年度住民税	620,000円
(3)	平成31年度固定資産税及び都市計画税	1,300,000円

(注) 平成31年度とは、賦課期日が平成31年1月1日である年度をいう。

- 5 被相続人甲の通夜及び葬式等に要した費用は次のとおりであり、すべて配偶者乙が負担した。

(1)	通夜及び葬式の費用	5,000,000円
(2)	香典返しの費用	1,500,000円
(3)	初七日法要の費用	300,000円
(4)	相続登記に要した登録免許税	650,000円
(5)	納骨費用	500,000円

6 被相続人甲に関する生命保険契約は、次のとおりである。生命保険契約は、いずれも日本国内に本店のある生命保険会社との契約である。

なお、保険契約者及び被保険者並びに保険金受取人は次のとおりであり、契約当初から変更された事実はない。

(1) S生命保険

イ 保険契約者	被相続人甲
ロ 被保険者	被相続人甲
ハ 保険料負担者	被相続人甲
ニ 保険金受取人	配偶者乙
ホ 保険金額	30,000,000 円
ヘ 払込保険料	25,000,000 円

(2) T生命保険

イ 保険契約者	配偶者乙
ロ 被保険者	被相続人甲
ハ 保険料負担者	被相続人甲 50 %、配偶者乙 50 %
ニ 保険金受取人	養子D
ホ 保険金額	年 1,400,000 円
ヘ 払込保険料	12,000,000 円

(3) U生命保険

イ 保険契約者	子C
ロ 被保険者	被相続人甲
ハ 保険料負担者	被相続人甲
ニ 保険金受取人	子C
ホ 保険金額	30,000,000 円
ヘ 払込保険料	20,000,000 円

(注) 1 S生命保険について、配偶者乙が取得した保険金のうち 20,000,000 円を相続税の申告期限までに国に贈与した。

2 T生命保険の「ホ 保険金額」は、養子Dの生存中に限り支給されるものの1年分の額である。なお、定期金に代えて一時金により支給を受ける場合の金額は、40,000,000 円である。また、課税時期における解約戻金はない。

3 U生命保険について、子Cが取得した保険金のうち 10,000,000 円を相続税の申告期限までに宗教法人Aに贈与した。

7 被相続人甲の死亡後、N社より、配偶者乙に対して以下の支払いがある。

なお、被相続人甲の月額報酬は、1,000,000円であり、被相続人甲の死亡は、業務上によるものではない。

- | | |
|-----------|-------------|
| (1) 退職功労金 | 20,000,000円 |
| (2) 弔慰金 | 12,000,000円 |

8 被相続人甲の相続人等は、相続開始前に被相続人甲から前記3の(2)のほか次のとおり贈与を受けており、平成30年分までの贈与税の申告及び納税が必要なものについては、適法に済ませている。

なお、受贈者はいずれも被相続人甲以外の者からの贈与を受けていない。

(1) 子Cは、平成28年5月25日に被相続人甲から現金35,000,000円の贈与を受けている。

なお、子Cは平成28年分の贈与税の申告において、特定贈与者を被相続人甲として相続税法第21条の9に定める相続時精算課税の適用を受けている。

(2) 養子Eは、平成29年9月12日に被相続人甲から養子Eの住宅用家屋の新築のために現金15,000,000円の贈与を受けた。養子Eは、租税特別措置法第70条の2に定める「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の適用を受けている。

なお、この現金により取得した家屋は、同法第2項第6号イに定めるエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋等として同法施行令第40条の4の2第7項に定めるもの以外の住宅用家屋に該当する。

(3) 子Cは、平成29年10月15日に被相続人甲から上場株式の贈与を受けた。

なお、当該上場株式の贈与時の相続税評価額は4,000,000円であり、相続開始時の相続税評価額は3,200,000円であった。

【資料2】

1 宅地の価額を求める場合における補正率等

(1) 奥行価格補正率(抜粋)

イ 繁華街地区

8 m 以上 10 m 未満	0.97
10 m 以上 12 m 未満	0.99
12 m 以上 28 m 未満	1.00
28 m 以上 32 m 未満	0.98
32 m 以上 36 m 未満	0.96

ロ 普通商業・併用住宅地区

4 m 以上 6 m 未満	0.92
6 m 以上 8 m 未満	0.95
8 m 以上 10 m 未満	0.97
10 m 以上 12 m 未満	0.99
12 m 以上 32 m 未満	1.00
32 m 以上 36 m 未満	0.97
36 m 以上 40 m 未満	0.95

ハ 普通住宅地区

10 m 以上 24 m 未満	1.00
24 m 以上 28 m 未満	0.97
28 m 以上 32 m 未満	0.95
32 m 以上 36 m 未満	0.93

(2) 奥行長大補正率表

奥行距離 間口距離	地区区分
	繁華街地区
2 以上 3 未満	1.00
3 以上 4 未満	0.99
4 以上 5 未満	0.98
5 以上 6 未満	0.96
6 以上 7 未満	0.94
7 以上 8 未満	0.92
8 以上	0.90

(3) がけ地補正率表

がけ地の方位 がけ地地積 総地積	がけ地の方位			
	南	東	西	北
0.10 以上	0.96	0.95	0.94	0.93
0.20 以上	0.92	0.91	0.90	0.88
0.30 以上	0.88	0.87	0.86	0.83
0.40 以上	0.85	0.84	0.82	0.78
0.50 以上	0.82	0.81	0.78	0.73
0.60 以上	0.79	0.77	0.74	0.68
0.70 以上	0.76	0.74	0.70	0.63
0.80 以上	0.73	0.70	0.66	0.58
0.90 以上	0.70	0.65	0.60	0.53

(4) 側方路線影響加算率表

地区区分	加算率 角地の場合
ビル街地区	0.07
高度商業地区 繁華街地区	0.10
普通商業・併用住宅地区	0.08
普通住宅地区 中小工業地区	0.03
大工場地区	0.02

3 基準年利率による複利現価率

6年 0.999 7年 0.983

6 贈与税の速算表

(1) 平成 15 年 1 月 1 日～平成 26 年 12 月 31 日適用

基礎控除後の課税価格	税 率 (%)	控 除 額	基礎控除後の課税価格	税 率 (%)	控 除 額
2,000 千円以下	10	0 千円	6,000 千円以下	30	650 千円
3,000 千円以下	15	100 千円	10,000 千円以下	40	1,250 千円
4,000 千円以下	20	250 千円	10,000 千円超	50	2,250 千円

(2) 平成 27 年 1 月 1 日以降適用

① 相続税法第 21 条の 7 の規定の適用に係る贈与税の速算表

基礎控除後の課税価格	税 率 (%)	控 除 額	基礎控除後の課税価格	税 率 (%)	控 除 額
2,000 千円以下	10	0 千円	10,000 千円以下	40	1,250 千円
3,000 千円以下	15	100 千円	15,000 千円以下	45	1,750 千円
4,000 千円以下	20	250 千円	30,000 千円以下	50	2,500 千円
6,000 千円以下	30	650 千円	30,000 千円超	55	4,000 千円

② 租税特別措置法第 70 条の 2 の 5 の規定の適用に係る贈与税の速算表

基礎控除後の課税価格	税 率 (%)	控 除 額	基礎控除後の課税価格	税 率 (%)	控 除 額
2,000 千円以下	10	0 千円	15,000 千円以下	40	1,900 千円
4,000 千円以下	15	100 千円	30,000 千円以下	45	2,650 千円
6,000 千円以下	20	300 千円	45,000 千円以下	50	4,150 千円
10,000 千円以下	30	900 千円	45,000 千円超	55	6,400 千円

7 相続税の速算表(平成 27 年 1 月 1 日以降適用)

各法定相続人の取得金額	税 率 (%)	控 除 額	各法定相続人の取得金額	税 率 (%)	控 除 額
10,000 千円以下	10	0 千円	200,000 千円以下	40	17,000 千円
30,000 千円以下	15	500 千円	300,000 千円以下	45	27,000 千円
50,000 千円以下	20	2,000 千円	600,000 千円以下	50	42,000 千円
100,000 千円以下	30	7,000 千円	600,000 千円超	55	72,000 千円